

## ●包括議決 15

## 開発審査会の議を経て許可した計画の変更の取扱いについて

開発審査会の議を経て許可したものについて、次に掲げる変更に係るものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱えるものとし、これに基づき知事が都市計画法（以下「法」という。）第 35 条の 2 の許可をした場合は、開発審査会に報告するものとする。

- 1 工区の変更
- 2 開発行為に関する設計のうち、法第 33 条及び提案基準の技術基準に係る変更
- 3 工事施行者の変更
- 4 資金計画の変更

（附則）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。